

空き家等に関する支援制度

目的	事業名	補助内容	補助額
空き家をリフォームしたい	空き家リフォーム促進補助金	<p>【目的】 町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を補助します。</p> <p>【対象物件】 ①町内にある住宅で2か月以上継続して居住しておらず、築10年以上経過した個人住宅又は併用住宅、附属家 ②改修後は専用の居住室、台所、便所及び出入口を有していること</p> <p>【補助対象者】 ①賃貸又は売却を目的に空き家を改修する空き家所有者等 ②居住目的で使用賃借又は賃貸借した空き家を改修する方 ③町内の建築業者等に発注(必須)</p>	<p>最大 100万円 ※事前申請 (補助率 1/2)</p>
空き家等を活用したい	空き家等バンク	<p>【目的】 町内にある空き家・空き地・空き店舗を、貸したい・売りたい方の物件情報を町のホームページ等に掲載し、借りたい・買いたい方へ情報を提供します。</p>	掲載料無料
空き家等を解体したい	空き家除却推進事業	<p>【目的】 管理不全な空き家の発生を未然に防ぎ、安全で快適な住環境を実現するため、空き家の解体、撤去及び処分に要した経費の一部を補助します。</p> <p>【対象物件】 ①昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物 ②1年以上使用されていない建築物 ③公共事業等の補償の対象となっていないもの</p> <p>【補助対象者】 世帯所得の合計が400万円未満であること</p>	<p>公共下水道区域内の場合は 最大50万円、 それ以外は 最大25万円 (補助率 1/2) 国道に面する土地の場合は 最大100万円 (補助率 2/3)</p>
	空き家解体支援制度	<p>【目的】 以下の条件を全て満たした土地を寄附していただける場合、当該土地に存する家屋解体費用を町が負担します。 ※解体及び名義変更等に要した費用を、町が宅地価格として売却します。</p> <p>【対象物件】 ①大崎町公共下水道区域内であること ②土地所有者が町に土地を寄附(無償)していただけること ※相続人全員の同意が取れる名義変更可能土地に限る ③建築基準法に基づく建設可能土地で、宅地分譲適地であること</p>	家屋解体費用分を町が負担

移住・定住に関する支援制度

目的	事業名	補助内容	補助額
住宅を建てたい	環境配慮型定住住宅取得補助事業	<p>【目的】 定住しようとする方に、子育て世帯への支援、定住促進の支援、居住環境の向上を図ることを目的に必要な助成措置を講じるものです。</p> <p>【補助金額】 ○住宅の取得経費の総額の1/5(上限あり)</p> <p>①補助基本額 100万円</p> <p>②子育て世帯加算金 義務教育終了前の子が1人 25万円 2人以上 50万円</p> <p>③町内業者施工加算金 100万円</p> <p>④高断熱加算金 外皮平均熱貫流率(UA値) 0.60以下 25万円 0.46以下 50万円</p> <p>⑤引越祝加算金 町内転居 5万円 町外からの転入 10万円</p> <p>【補助対象者】</p> <p>①申請者の世帯責任者の年齢が65歳未満であること ②住宅に引き続き5年以上定住する意思があること ③居住地の自治公民館に加入すること ④市区町村民税等に滞納がないこと 等</p>	最大 310万円
社宅や賃貸住宅を建てたい	大崎町民間賃貸住宅建設補助事業	<p>【目的】 民間活力による賃貸住宅等の建設を促進し、定住と移住促進を図ります。</p> <p>【対象物件】 組み立て式住宅(プレハブ等)を除く新築物件で、一戸建住宅及び集合住宅で、1戸当たりの床面積が16.5㎡以上で各戸に玄関・トイレ・浴室及び台所が設けられているもの。 ※町内・町外業者や、木造・鉄筋コンクリート造などで補助額が異なります。</p>	最大 2,400万円
結婚したら	結婚新生活支援事業補助金	<p>【目的】 家賃や引越費用の一部について補助することで、町内への定住の促進及び地域における少子化対策の強化を図ります。</p> <p>【補助金額】 結婚を機に取得した新居の購入費またはリフォーム費、家賃(3か月分)、敷金、引越費用を合わせ、合計1世帯当たり30万円を上限とする。 ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を上限とする。</p> <p>【補助対象者】</p> <p>①令和6年1月1日以降に婚姻届けを出した夫婦 ②夫婦ともに39歳以下かつ合計所得が500万円未満 ③公的制度による家賃補助を受けていないこと ④町内の住所であること ⑤町民税の滞納がないこと ⑥家賃を滞納していないこと ⑦他の補助事業対象とならないこと</p>	最大 60万円

※その他の補助金については、企画政策課にお問合せください。